税務出納課からのお知らせ

11月11日（水）～11月17日（火）は、
「税を考える週間」です



「税を考える週間」に合わせて、国税庁ホームページ内に「これからの社会に向かって」をテーマとした特設ページを設け、国税庁の各種取組を紹介するほか、各種情報をX（旧Twitter）で発信します。
この機会に『税』について考えてみませんか。
詳しくは、国税庁ホームページ（https://www.nta.go.jp）をご覧ください。

【問い合わせ】
長井税務署　☎0238-84-1810（音声案内「2」）

こちらから
アクセスできます▶

■「税を考える週間」無料税務相談

東北税理士会長井支部では、「税を考える週間」にあわせて無料税務相談を行います。相談ご希望の方は、担当税理士へ事前に電話での予約をお願いします。
■相談時間：10：00～15：00

開催日	担当税理士	場所
11月6日（金）	須貝　周一 ☎84-2505	小形一平税理士事務所 長井市台町6-11
	仁科　　孝 ☎88-5601	仁科孝税理士事務所 長井市台町23-20-1
	坂本　英俊 ☎87-0057	坂本英俊税理士事務所 長井市台町4-8
	紺野　七郎 ☎88-9159	長井税理士法人 長井市館町南10-57
	小関　悠司 ☎87-3777	長井税理士法人白鷹事務所 白鷹町大字菖蒲1-3
	長沼　安義 ☎72-2400	長沼安義税理士事務所 飯豊町大字椿3596-3
11月9日（月）	金田　和夫 ☎88-9159	長井税理士法人 長井市館町南10-57
	渡邉美津夫 ☎090-3129-4957	渡邉美津夫税理士事務所 長井市台町4-8
	奈良崎幸司 ☎090-7565-9540	奈良崎幸司税理士事務所 長井市台町6-11
	小形　一平 ☎84-2505	小形一平税理士事務所 長井市台町6-11
	海老名信乃 ☎85-4548	海老名信乃税理士事務所 白鷹町大字十王3740
	大嶋　雄生 ☎87-1415	長井税理士法人パブリックセンター総合事務所 小国町大字河原角162-1

【問い合わせ】東北税理士会長井支部（奈良崎幸司税理士事務所）　☎090-7565-9540

町で課税している目的税の令和7年度の状況を紹介します（目的税とは法律で使い道が決められている税金のことです）。

●入湯税

入湯税は、町内の温泉を利用した人が負担する税金で、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設、消防施設、観光施設などの整備および観光の振興などにその使い道が定められており、白鷹町では温泉源の保護管理や観光の振興に使われています。町内で営業している温泉施設は3カ所あり、令和7年度の納税額は424万円でした。

【参考：令和7年度の入湯税額】
・宿泊利用　一泊につき　150円
・日帰り利用　一日につき　50円
※12歳未満の人には課税されません。

町税等の納め忘れはありませんか？

お手元の納税通知書を確認いただき、納期限が過ぎているものは早急に納付くださいますようお願いします。
納期限を過ぎてから納付された場合、本来納めるべき税額のほかに延滞金が加算される場合があります。
なお、滞納者に対しては、納期限までに納税された方との公平性を保つため、財産調査（給料・預貯金・生命保険等）および差押えを行い、町税等に充てることもあります。

納付忘れを防ぐため「口座振替」を利用しましょう！
※金融機関窓口での受付およびキャッシュカードを使って役場窓口で口座振替の加入手続きができます。

【問い合わせ】
税務出納課収納係　☎85-6106（直通）

便利な電子申告のお知らせ

［インターネットによる電子申告等の手続きについて］

「イータックス（e-Tax）」とは？

正式名称は「国税電子申告・納税システム」といいます。インターネットを利用して所得税・法人税・消費税・贈与税など国税の申告や申請、届出が行えるシステムです。税金の納付もダイレクト納付やインターネットバンキング、ペイジー対応の ATM を利用して行うことができます。

こちらから
アクセスできます▶

「エルタックス（eLTAX）」とは？

正式名称は「地方税ポータルシステム」といいます。インターネットを利用して地方税の申告・申請・納税・各種手続きが行えるシステムです。法人町民税、固定資産税（償却資産）、個人住民税、入湯税の申告や届け出の手続きがまとめてできますので、とても便利です。

こちらから
アクセスできます▶

個人住民税の電子申告について

町民税・県民税の申告が、令和８年度分（令和７年中の所得）からインターネット上でもできるようになりました。電子申告を行うには、スマートフォンやパソコンから、マイナンバーカードを読み取って、eLTAX（エルタックス）をご利用いただく必要があります。

【電子申告がおすすめな方】
- ●前年の収入がない方や非課税所得（遺族年金や障害年金）のみの方
- ●給与、年金収入のみの方で所得税の還付や納付はないが控除を申告したい方



【電子申告の際に必要なもの】
- ●インターネットに接続可能なスマートフォンまたはパソコン
- ●メールアドレス
- ●マイナンバーカード
- ●利用者証明書用電子証明書暗証番号（数字４桁）
- ●署名用電子証明書用暗証番号（英数字６～16 桁）
- ●マイナポータルアプリのインストール（スマートフォンで申告される方）
- ●マイナンバーカード読み取り用の IC カードリーダライタ（パソコンで申告される方）
- ●収入に関する資料（源泉徴収票、報酬等の支払調書、収支内訳書等）の PDF ファイル、画像ファイル
- ●控除に関する資料（社会保険料、生命保険料の控除証明書、医療費控除の明細等）の PDF ファイル、画像ファイル

【ご利用にあたっての注意点】
- ●医療費控除（セルフメディケーション税制を含む）を申告する方で、医療費控除の明細書の添付がない場合は控除の適用はできません（システム内で額の入力や添付ファイルが医療費の領収書のみの場合も控除の適用ができませんのでご注意ください）。
- ●申告書の控えが必要な場合は、PDF ファイルをダウンロードすることができます。「申告完了」画面にて「申告書ダウンロード（PDF）」をクリックしてください。入力中断時の保存はできません。
- ●電子申告システムは、地方税共同機構が運営する「地方税ポータルシステム（eLTAX）」となります。操作方法等については「eLTAX ヘルプデスク」にお問合わせください。

医療費控除の明細書▶


令和＿＿年分　医療費控除の明細書【内訳書】

- ●本申告は確定申告ではありませんのでご注意ください。

※詳しくはこちらをご覧ください。
eLTAX 個人住民税
電子申告システムのホームページ▶